

ハヤヨミ！ 看護政策 No.381

都道府県看護協会長 様
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部
2023年1月25日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

オンライン資格確認等システムについて議論 — 社会保障審議会医療保険部会 —

公開可

◎オンライン資格確認等システムについて議論

医療保険部会

1月16日に社会保障審議会医療保険部会が開催され、オンライン資格確認等システムについて議論した。令和5年4月からのオンライン資格確認の開始に向け、システム導入を加速化するとともに、やむを得ない理由で導入できない場合の経過措置が設けられる。委員からは、「オンライン資格確認の導入加速化のためにも、導入の原則義務化の経過措置の延長はありえないこと」「引き続き積極的な（国による）支援の必要性」などの意見が出た。一方、令和6年秋の保険証の廃止に向け、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を目指しているが、「新生児や紛失、海外からの入国など、特急発行・交付の仕組みの創設等」「代理交付・申請補助等」「市町村による申請受付・交付体制の例外的な事情によるマイナンバーカード不所持の場合の取り扱い」「保険者資格入力タイムラグへの対応」などの課題があり、これらについては検討会で検討していくことが示された。委員からは、「情報提供の同意をすることを怖いと思って断る人もいるため、個人情報提供の重要性やメリットを工夫して提示する必要性」「国民・患者に医療の質が向上するということの周知広報、保健診療は国民の命と健康を守る基盤であるため、誰一人取り残さないこと」「現場に負担をかけないことを基本にしてほしいこと」「サイバーセキュリティへの対策として、医療機関への補助の必要性」等の意見が出た。（執筆：吉川常任理事）

◎訪問看護ステーションにおける人員基準に関する地方分権改革提案など審議

介護給付費分科会

1月16日に社会保障審議会介護給付費分科会が開催され、訪問看護ステーションにおける人員基準に関する地方分権改革提案について審議した。令和2年の地方分権改革に関する提案募集において、訪問看護ステーションの看護職員の配置基準（常勤換算2.5人）を、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に基準緩和する提案がなされ、令和4年度中に結論を得ることが閣議決定（令和2年12月18日）されていた。既に現行制度において、サービスの確保が著しく困難な離島等の地域では、市町村の判断で人員基準を緩和することは可能である（特例居宅介護サービス費の支給）他、令和2年の提案への対応として、令和3年度介護報酬改定で特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域はそれぞれについて分けて指定を行うことを可能とする措置がなされている。そうした既存の制度の活用により一定の効果

＜お問合せ先＞ 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

があったことから、2.5人の人員基準については引き続き「従うべき基準」とする事務局案が示された。田母神常任理事は、利用者に対する継続的なケア提供や、安定的な事業所運営の観点から、「従うべき基準」として引き続き全国一律の基準は設けておく必要があること、自治体における訪問看護師確保の支援策が重要であることを述べた。委員から反対意見はなく、事務局案が了承された。(執筆：田母神常任理事)

◎診療報酬改定に向けた検討の進め方についてなど議論 中医協総会

1月18日に中央社会保障医療協議会総会が開催され、①令和5年度薬価制度の見直しについて②令和6年度診療報酬改定に向けた検討の進め方について議論した。②については、令和6年度改定は、人口動態や社会情勢の変化や医療提供体制改革などを踏まえ検討を進める。医療と介護、福祉のトリプル改定になるため、各報酬が有機的に連携したものとなるよう、厚生労働省老健局と保険局の共同事務局による有識者会議を設置し、3月～5月にかけて意見交換を行うことが提案され、承認した。また、令和6年度診療報酬改定に向けた中医協のスケジュールが示され、5月～9月に「その1」として「第8次医療計画、医師の働き方改革、医療DX」や「入院、外来、在宅、歯科、調剤、感染症、個別事項など」について広く意見交換を行うこと、10月～12月を「その2」として「個別具体的な改定項目」について議論を深め、令和6年1月から3月で改定に関する諮問を受け答申するスケジュール案が示され承認した。(執筆：吉川常任理事)

◎感染症法等の改正を踏まえた保健所等の強化について議論

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

1月19日に厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会が開催され、感染症法等の改正を踏まえた保健所等の強化について議論した。

国は、これまでの健康危機管理体制の強化に関する議論を踏まえ、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」の改正を令和5年3月に告示、同年4月1日から適用予定と説明。改正のポイントは①基本的な考え方・方向性として、健康危機に備えた計画的な体制整備と広域的な感染症のまん延に対応するための、国、都道府県、保健所設置自治体の役割②保健所の健康危機管理体制として、健康危機対処計画の策定、統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師の配置等が示された。井伊副会長は、基本的な指針への統括保健師に関する記載に関連し、統括保健師の育成体制の整備や、保健師活動指針が平成25年に発出してから時間が経っていることから、活動指針の改正への早急な着手と統括保健師という言葉が単なる呼称ではなく、それぞれの自治体での明記されるよう発言。また、健康危機対処計画策定に係る都道府県による支援の必要性や、保健所体制確保の必要性、本部会での現行体制評価の必要性について、意見を述べた。事務局からは、人材育成の拡充、活動指針の見直しについて引き続き検討したいと回答した。(執筆：鎌田常任理事)

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。